京都府府営住宅等退去者滞納家賃徴収事務委託 募集要領

平　成　２８年　２月

京都府建設交通部住宅課

第１　募集概要

⑴　名　称

京都府府営住宅等退去者滞納家賃徴収事務（以下「本件事務」という。）

⑵　目　的

府営住宅等を退去した者の滞納家賃の徴収は、その所在確認、滞納の事実の通知、滞納家賃の納付等に多大な労力を要することから、弁護士又は弁護士法人に対して滞納家賃の徴収の事務を委託することにより、滞納家賃の回収率の向上を図ることを目的とする。

⑶　内　容

第２　委託事務の内容等のとおり。

⑷　委託期間

平成28年４月１日以降の契約締結日から平成29年３月31日まで

原則として、平成29年度及び平成30年度においても、本件事務を受託していただきます（委託契約は毎年度の締結となります。）。

⑸　委託料等

四半期ごとに、徴収した滞納家賃の合計額に100分の40を乗じて得た額（１円未満切り捨て）に消費税相当額を加えた額（１円未満切り捨て）を受託者からの請求に基づき支払います（第２の⑻の遂行状況等の報告がない場合は、支払えません）。

第２　委託事務の内容等

⑴　徴収を委託する家賃

府営住宅等の家賃を滞納したまま退去した者（以下「退去滞納者」という。）の滞納家賃。

【留意事項】

○　平成28年度の委託対象の滞納家賃は、約150人分約3,700万円です。なお、平成28年度の委託対象の滞納家賃は、退去滞納者の住民票上の住所が明らかで、死亡の記録がないものとなっています。

・　退去滞納者等（連帯保証人及び相続人を含む。）の氏名、郵便番号、住所、滞納家賃の該当年月・額等は、府から受託者にExcelファイル、印刷物等により提供します（電話番号は原則として含みません。）

○　平成29年度、平成30年度の委託対象の滞納家賃は、契約締結時又は契約締結後（委託期間中）に新たに追加します。

○　委託対象の滞納家賃は、次の滞納家賃を含みますので、ご留意願います。

・　時効が完成している滞納家賃

・　府が債務名義を有している滞納家賃

・　退去滞納者、連帯保証人が死亡している滞納家賃。この場合、判明している

相続人の情報を提供します。
・ 住所が不明の退去滞納者（住民票上の住所が府営住宅等のままである者）の滞納家賃

⑵　口座の開設

本件事務の開始に当たり、専ら本件事務により徴収した滞納家賃を保管するための受託者名義の銀行預金口座（以下「保管用口座」という。）を開設していただきます。

【留意事項】
○　保管用口座は、当座預金口座又は無利息の普通預金口座とすること（金融機関名、支店名等の指定はしません。）
○　保管用口座の金融機関名、支店名等を報告いただきます。
○　保管用口座を府からの委託料の振込口座とすることはできません。

⑶　退去滞納者等に対する滞納家賃の支払いの催告（文書、電話、訪問等）

連帯保証人への催促を含みます。

なお、退去滞納者及び連帯保証人が死亡している場合は、相続人へ催促をしていただきます。

【留意事項】
○　催告時は、府から委託を受けて行うものであることを告知してください。
○　文書による催告は、滞納家賃の内容（所属年度、月及び額）及び京都府から徴収事務の委託を受けている旨を記載し、各退去滞納者につき１回以上行ってください。

⑷　所在不明の退去滞納者等の住所調査等

ア　⑶の文書による催告をした場合に「宛先人不明」等により当該文書が返送されたとき等、退去滞納者等が府の提供した住所に居住していないことが判明したときは、住所調査を行うこと。
イ　住所調査により、退去滞納者等の住所が判明した場合は、当該退去滞納者等の氏名及び住所（新住所）を府に報告すること。
ウ　退去滞納者等が死亡したことが判明した場合は、府に報告すること。
エ　退去滞納者等の氏名が変更されたことが判明した場合は、府に報告すること。

【留意事項】
○　イ～エの報告は、判明日の翌月10日までを予定しています。

⑸ 退去滞納者等からの滞納家賃の収納（現金、保管用口座への振込）及び領収書の交付

ア　退去滞納者等から現金で滞納家賃を収納したときは、領収書を交付すること。

【留意事項】
○　領収書は、連番が付してある複写式のものを使用すること。
○　領収書は受託者の名前で発行し、収納した滞納家賃の所属年、月及び額を明記してください。

イ　退去滞納者等が保管用口座へ振込により滞納家賃を納付したときは、退去滞納者等の住所、氏名等を確認すること。

なお、振込手数料は、退去滞納者等に負担させること。

ウ 退去滞納者等が滞納家賃の一部を納入した場合は、退去滞納者等にその年、月及び金額を指定させること。退去滞納者等がその年、月及び金額を指定しない場合は、当初の納期限が先に到来しているものから充当することとする。

(6)　収納した滞納家賃の保管

収納した滞納家賃を、速やかに保管用口座に保管すること。

【留意事項】

○　毎月10日、20日及び末日に、通帳記入等により、保管用口座への振込による家賃の納付があるかどうかを確認すること。

(7)　収納した滞納家賃の報告等

ア　退去滞納者等から滞納家賃を現金払い又は振込により収納したときは、書面（氏名、収納した家賃の年月・金額、収納方法等）により、府に電子メールで報告すること。

イ　収納した滞納家賃については、府からの情報提供後、速やかに京都銀行に払い込むこと。

【留意事項】

○　京都銀行の窓口で払い込む必要があります。

○　払込は、収納済通知書（集合用）を添えて、収納金払込書により払い込む必要があります。

・　収納済通知書（集合用）及び収納金払込書は、京都府所定の様式を使用していただきますが、これらは府から受託者に交付します。

・　収納済通知書等の作成に必要な情報は(1)の報告を受け、府が提供します。

・　収納済通知書（集合用）は、滞納者ごと、家賃１月ごとにつき１部作成する必要があります。（３箇月分の家賃を収納したときは、３部作成していただく必要があります。）

ウ　　払込後速やかに収納報告書（収納した滞納家賃に係る退去滞納者の住所、氏名、収納額、収納年月日等）及び未収入金調書を、府へ提出すること。

(8)　委託事務の遂行状況等の報告

ア　四半期ごとの受託業務の遂行状況及び実績を報告すること。

第１四半期　　４月１日から６月30日
第２四半期　　７月１日から９月30日
第３四半期　　10月１日から12月31日
第４四半期　　１月１日から３月31日

イ この報告がなされない場合は、委託料の支払いはできませんのでご了解ください。

⑼ 委託料

四半期ごとに、徴収した滞納家賃の合計額に100分の40を乗じて得た額（１円未満切り捨て）に消費税相当額を加えた額（１円未満切り捨て）を受託者からの請求に基づき支払います（第２の⑻の遂行状況等の報告がない場合は、支払えません）。

第３　応募資格・要件

１　次の１から５までを全て満たすこと

⑴　次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第４条に規定する弁護士

イ 弁護士法第30条の２に規定する弁護士法人

⑵　過去において、弁護士法第56条第1項又は第60条第1項の懲戒を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

⑷　京都府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

⑹　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

２　委託決定の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、委託決定を取り消すことがある。

⑴　１の資格のない者が企画提案書を提出した場合

⑵　企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされた場合

第４　応募手続等

(1)　提出期間

平成28年２月29日(月)～平成28年３月７日(月)午後５時

(2)　提出書類

第５　提出書類のとおり

(3)　提 出 先

京都市上京区中立売通新町西入藪ノ内町　京都府建設交通部住宅課

(4)　提出方法

提出先への持参又は郵送による。

(5)　提出部数

正本１部・副本１部（副本の添付書類はコピーで提出可）

(6)　そ の 他

提出された企画提案書は返却しません。

第５　提出書類

１　京都府府営住宅等退去者滞納家賃徴収事務委託業務 企画提案書（様式１）

(1) 業務計画書（様式２）

(2) 公営住宅の退去者滞納家賃の徴収事務・収納事務の受託実績表（様式３）

２　宣誓書（様式４）

３　添付書類

(1) 法人登記簿（提案者が弁護士法人である場合のみ。発行日から３箇月以内のもの）

(2) 定款（提案者が弁護士法人である場合のみ。発行日から３箇月以内のもの）

(3) 京都府税の滞納がない証明書（発行日から３箇月以内のもの）

(4) 法人税又は所得税の滞納がない証明書（発行日から３箇月以内のもの）

(5) 消費税の滞納がない証明書（発行日から３箇月以内のもの）

第６　選考等

１　選考方法等

(1)　選考方法

企画提案書の内容等により選考を行う。

なお、提案者からのプレゼンテーション又はヒアリングは原則として実施しません。

(2)　選考基準

次の評価基準に従い、選考を行う。

評価基準	審査内容
業務実施体制 業務処理方法	・従事人数等 ・文書による催告の頻度等 ・訪問による催告の可否等 ・電話による催告の可否等 ・住所地調査の調査方法等 ・クレーム処理体制 など
業務実績	・公営住宅の退去者滞納家賃収納事務の受託実績等
その他	・個人情報保護の確保

２　選考結果の通知等

(1)　採否決定の通知

採用結果に関わらず、企画提案書を提出した者に対しては、その結果を書面により通知する。

(2)　通知時期

平成 28 年３月中旬頃

第７　問合せ先

京都府建設交通部住宅課管理担当

・所在地：〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

・電　話：075-414-5367（直通）

・ＦＡＸ：075-414-5359

・メール：jutaku@pref.kyoto.lg.jp